

since
1994
30th

神奈川県弁護士会 相模原支部
創立30周年記念誌





□目次

関係者からのご挨拶・ご祝辞	1～8
支部長経験者寄稿文	9～15
神奈川県弁護士会相模原支部30周年史	16～19

神奈川県弁護士会 相模原支部 創立30周年

ビジョン宣言——地域司法の充実に向けた3つの決意——

- 1 私たちは、相模原・座間の全域に、質の高い司法サービスが行き渡るように活動を続けます。
- 2 私たちは、地域と連携し、横浜地方裁判所相模原支部における合議制・労働審判の実現に向けた取り組みを一層推進します。
- 3 私たちは、地域における子ども、高齢者及び障がい者の権利、貧困問題、労働問題、差別問題、被災者支援、企業のコンプライアンス構築など様々な課題について、市民・団体・行政と司法をつなぐネットワークづくりを推進します。

1 社会の多様化・複雑化にもなっており、地域の様々な場所で紛争が生じています。かような紛争を予防するとともに、起こってしまった紛争を公平公正な解決に導くためには、司法を充実させ、法の支配を地域社会の隅々まで及ぼせることが必要です。

もし、地域の司法サービスが不十分であれば、子ども、高齢者、障がい者、被災者、貧困にあえぐ人など、弱い立場の人ほど、孤立し、誰からの手助けも受けられないということになりかねません。経済活動においても、法的支援を受けられなければ、企業活動におけるコンプライアンスの徹底がはかれず、弱者にしわ寄せが行きかねません。

また、地域社会の中で法の支配を徹底させることによって、あらゆる差別を根絶することも必要です。

2 私たちは、この地域のすべての人が公平なルールのもとで安心して暮らしてほしいという願いをもっています。地域の「司法」が、すべての住民にとって、良質なもので、身近で利用しやすいものであることが大切です。

そのためには、制度面における司法の充実が求められます。しかし、当地域の裁判所では、3人の裁判官で審理・判断する合議制裁判も、働く人の問題を扱う労働審判も、一切、取り扱われていません。私たちは、これらの制度を支部で実現するために、当地域の各団体を構成員とする協議会を設立するなどの活動を行ってきましたが、今後も合議制・労働審判の実現に向けて一層活動していく所存です。

そして、司法サービスを地域の隅々まで行き渡らせるため、私たちはこれまでも自治会・他士業・高齢者関係機関等との連携を図ってきましたが、今後もこれまでに以上に、様々な団体や地域の皆様とのネットワークを醸成し、地域の法的ニーズに的確に応じられる体制を作りたいと考えています。

3 そこで、私たちは、そのような想いを再確認し、次代に進むために、この創立30周年ビジョン宣言を策定しました。

私たちは、創立30周年を踏まえ、ここに地域司法の充実に向けた「3つの決意」を宣言します。

以上

相模原・座間市民の平等な司法サービス 実現を目指して

神奈川県弁護士会相模原支部

支部長 齋藤 守



この度、神奈川県弁護士会相模原支部は創立30周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

さて、当支部は現時点（令和6年7月1日）で会員数が91名となっており、創立当初の会員数の5倍以上となっています。また、当支部の管轄である横浜地方裁判所相模原支部における新受事件数も、令和4年度においては民事事件が595件、刑事事件が242件と他地域の裁判所支部と比べても決して少なくない数となっています。相模原・座間市民の法的紛争解決の必要性は高いといえます。しかし、このような状況の下においても、横浜地方裁判所相模原支部において複数の裁判官で裁判を行う合議制裁判も、また裁判よりも短期間で解決可能な制度である労働審判も行われていません。これによ

り、相模原・座間市民は合議制裁判や労働審判を行っている他の地域の裁判所支部と比べて不利益を被っているといえます。平等に受けられるはずの司法サービスを受けられていないともいえます。このような不利益を解消すべく、当支部は以前より様々な活動を行ってまいりましたが、市民の声を直接反映させるべく、令和5年7月に、相模原・座間地域の経済団体、自治体、奉仕団体、士業団体等合計47団体参加の下、本村賢太郎相模原市長、佐藤弥斗座間市長を会長とする「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足しました。既に協議会による活動が始まっています。今後は当支部も協議会の一員として相模原・座間市民が他地域の住民と同じ法的サービスを受けられるよう、より一層邁進していく所存であります。

最後とはなりますが、これまでの当支部へのご厚情に厚く御礼を申し上げますと共に今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

30周年を迎えて

神奈川県弁護士会相模原支部
30周年記念事業実行委員会

委員長 伊藤 信吾



神奈川県相模原支部が発足30周年を迎えました。これもひとえに皆様のご支援・ご協力の賜物であり、心から感謝いたします。

当支部は、平成六年四月に横浜地方裁判所相模原支部、横浜地方検察庁相模原支部が発足したのに伴い、横浜弁護士会（当時）の四番目の支部として設立されました。

スタート時点の支部会員は、わずか17名でした。私も最若年会員として参加しておりましたが、谷口隆良初代支部長を中心に、支部設立に向けて熱気に満ちた会議をしていたことが、懐かしく思い出されます。

当時は、支部会員が少なかったことから、相模原市の法律相談などは、所属弁護士会を問わず相模原在住の弁護士で作る「相模原法律家協会」が担っておりました。

その後、支部会員が順調に増えて、地域の中で、支部会員を中心とした法

律サービスを展開していくことが出来るようになりました。更に、支部会員の地道な活動の結果、各種隣接士業の皆様、自治会の皆様、高齢者支援関係機関の皆様など、地域の中で「法の支配」の実現に向けたネットワークを広げることが出来ました。

また、支部発足当時から最重要課題は、横浜弁護士会の会名を名が体にあつた「神奈川県弁護士会」に変更すること及び横浜地方裁判所相模原支部での合議制を実現することでした。

その後、会名については平成二八年に、総会決議により「神奈川県弁護士会」に変更することができました。

しかしながら、合議制については、いまだ実現しておりません。今後とも、市民に利用しやすい裁判所とするべく、合議制の実現に向けて総力をあげて鋭意活動していく所存です。

末尾となりますが、これからも支部会員一同、支部管内地域に「法の支配」をあまねく広げていき、市民の法的ニーズに十分に答えられるように、一層の努力をしていく所存です。

なにとぞ引き続き、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

30周年に寄せて



日本弁護士連合会

会長 瀧上 玲子

神奈川県弁護士会相模原支部の設立30周年誠にめでとございます。相模原支部は、140年以上の歴史を有する神奈川県弁護士会において、1994年に誕生した4番目の支部であり、支部会員の皆様の御尽力により、ここに30周年を迎えられたことに對し、深甚なる敬意を表します。

神奈川県内においても、人口増加が顕著な地域である相模原市と座間市の人口は、いまや約85万人に上っているとのこと。神奈川県弁護士会相模原支部は、設立当初、17名だった支部会員が、現在では90名を超えており、地域の司法サービスを担う拠点として、その運営にあたり、支部会員の皆様が日々奮闘されていることと拝察します。

また、同年4月に開設された横浜地方裁判所相模原支部は、弁護士だけでなく、自治体、市議会、商工団体等が連携して新設を求めた運動が結実した

賜物であり、まさに、地域の方々の手によって、地域に根ざした司法サービスの基盤を誕生させた全国的にも重要な裁判所支部であります。身近で使いやすい司法を実現するため、司法基盤の整備、ことに裁判所支部機能の充実強化に向けた取組を進めてきた当連合会としても、大いに注目しているところで。

このような中、神奈川県弁護士会相模原支部は、設立以来、一貫して地域における法的サービスの基盤向上に向けて取り組まれてこられました。とりわけ、横浜地方裁判所相模原支部における合議制及び労働審判の導入には心血を注がれており、2023年7月には、自治体等とも連携の上、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」を発足させておられます。

当連合会としまして、相模原支部の取組を支援するとともに、この協議会の今後の活動に注目し、全国の裁判所支部機能充実のための参考とさせていただきます。

結びにあたり、神奈川県弁護士会相模原支部の益々の御発展を祈念して、私からの御挨拶とさせていただきます。

相模原支部創立30周年を祝して



関東弁護士会連合会

理事長 菅沼 友子

神奈川県弁護士会相模原支部の創立30周年、まことにめでとございます。貴支部は、1980年代後半から1990年にかけて裁判所の統廃合が進められる中で、現在の貴支部会員らをはじめ、自治体、市議会、商工団体等が連携して裁判所支部の新設を求める運動を展開し、それが結実して1994（平成6）年、横浜地方裁判所相模原支部が設置され、それと共に横浜弁護士会（当時）の4番目の支部として誕生されました。それから30年。貴支部が地域に根ざした司法サービスの拠点として発展し、会員の皆様が市民に身近で頼りになる司法の担い手として日々奮闘しておられることに心から敬意を表します。

貴支部では現在、市民の「裁判を受ける権利」を保障するという観点から、横浜地裁相模原支部における合議制裁判の実現という課題に総力を挙げて取

り組んでおられます。市民を巻き込んだ活動スタイルはこの取組みでも発揮され、昨年7月には相模原市、座間市の両市長を会長とする「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が立ち上げられ、まさに地域一丸となった取組みへと力強く発展しています。このような活動は全国的にも先駆的なものであり、当連合会や管内弁護士会でも大いに刺激を受けているところで。

現在、裁判手続きの「IT化」が急速に進められています。すべての市民が司法サービスをあまねく共通に受けられる社会のためには、「IT化」による利便性向上とともに、市民の暮らす地域の司法の拡充が不可欠です。当連合会としても、このテーマを最重要課題の一つとして「地域司法充実推進委員会」を中心に取り組んでいます。横浜地裁相模原支部の合議制裁判の実現に関しても、貴支部と連携して取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、貴支部のますますの発展と会員の皆様のご健勝・ご活躍を祈念申し上げます。

相模原支部30周年によせて

神奈川県弁護士会

会長 岩田 武司



神奈川県弁護士会相模原支部の設立30周年誠にめでとうございます。

1954年に市制施行され本年で70周年を迎える相模原市は、2006年から2007年にかけて周辺の町を合併し、2010年4月に政令指定都市となりました。このような相模原地域と1971年に誕生した座間市とを管轄とする横浜地方裁判所相模原支部が開設されたのは1994年4月のことであり、当会相模原支部も同月に設立されました。

当会相模原支部は、設立総会において支部会則を整えたり、他土業や地元行政との交流や連携を積極的に進めたりするなど、発足当初からしっかりとした組織体制を構築し、地域に密着した活動を行って参りました。

設立時は17名であった会員が現在は90名以上に増加し、しかも少子化による管内の人口増加が頭打ちとなった過

去10年間にも支部会員が約20名も増加

しているのは、このような相模原支部の体制や活動に起因するものであり、支部運営に携わってこられた会員の皆さんの努力のたまものであると思います。このような支部運営は、当会全体の会務運営にも大変参考になるものですし、歴代の支部長をはじめ運営に携わってこられた支部会員の皆さまに改めて敬意を表したいと思います。

私が指摘するまでもありませんが、これまでの相模原支部の歴史の中でただ一つ積み残してきた課題といえば、全国の他の政令指定都市にある裁判所支部と同じように合議体による裁判を実現することだと思います。相模原支部がこの合議制の問題を正式に採り上げたのは、2002年から始まった大谷豊支部長時代に設立された相模原地域司法懇話会であったと伺っておりますが、それからも既に20年以上の歳月が流れています。本年度は、相模原支部会員初の日弁連副会長となった伊藤信吾会員もおりますので、当会執行部としても、支部の皆さまと協力し、地裁相模原支部の合議制実現に向けて力を尽くして参りたいと思っております。

私事ながら、私が司法研修所に入所したのも1994年4月のことであり、私自身の法曹としての歩みと相模原支部の歴史はほぼ重なっています。そういう意味でも、今後とも相模原支部の活動には注目していきたいと思っております。

結びに、当会相模原支部の益々の発展と会員の皆さまのご健勝とご活躍を祈念して、私からのご挨拶とさせていただきます。

30周年に寄せて



横浜地方・家庭裁判所相模原支部
支部長 関 述之

法曹としての共通の基盤に立って率直に意見交換をし、地域社会の法的紛争のよりよい解決のために協力をさせていただきました。

さらに、現在は、民事訴訟におけるウェブ会議などのデジタル化やそれを踏まえた審理の運営改善の取組みが行われていることに加え、非訟事件、家事事件においてもウェブ会議が導入されるなど、司法サービスが、市民にとって、より一層身近で、利用しやすく、充実したものとなるよう取り組んでいくことが求められています。そのためにも、弁護士会と裁判所との意思疎通をますます円滑にするともに、弁護士会との意見交換の場を貴重な機会ととらえ、今後とも大事にしていきたいと思えます。

神奈川県弁護士会相模原支部が創立30周年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

貴支部は、平成6年の設立当初は17名の会員で発足されましたが、現在では91名もの会員を擁するまでに発展を遂げられています。貴支部の開設以来、相模原・座間地区の司法サービスのさらなる充実に尽力されてこられた弁護士会関係者の方々のご努力に対し、改めて深甚なる敬意を表します。他方、裁判所について述べますと、平成6年4月に横浜地方・家庭裁判所相模原支部が開設され、その後の相模原・座間地区の発展に伴い、人的・物的体制を充実させて現在に至っています。

弁護士会と裁判所は、それぞれの立場を堅持しながらも、三庁情報交換会、破産管財勉強会、後見等協議会などで、

最後に、貴支部が更に発展されることを祈念し、私の挨拶といたします。

30周年に寄せて



横浜地方検察庁相模原支部
支部長 九岡 芳彦

神奈川県弁護士会相模原支部の創立30周年を、心よりお祝いたします。

このような節目の年に地検の相模原支部長を務め、こうして祝辞を述べさせていただきますことができ、光栄に存じます。

冒頭から私ごとで恐縮ですが、配偶者が長らく座間市民であったため、私も学生時代から度々訪れ、相模大野で買い物をしたり深煎コーヒーを楽しんだりしてきた思い出の深い地であり、ここでの業務に責任と誇りを感じておりますが、それは支部の先生方も同じ、否、より強いものであります。

この10年の相模原地区を振り返れば、リニア新幹線に向けた諸事業のまますの進行による活況や、百貨店の撤退などの様々な経済事象が見受けられ、社会を震撼させた刑事事件が相次いだということもありました（やまゆ

り園事件は映画にもなり、覚悟して観ましたが、大変に深いものでありました。最近では、地域の中学校が全校丸ごとファーストフード店の利用を断られたことが全国紙で取り上げられるという残念な事象に象徴されるように、少年非行にも多くの方々的心を痛めている状況です。

そのような中、弁護士、付添人、そして被害者代理人として弁護士の皆様それぞれにご尽力なされたことは、ここに記し、直接にご担当された先生方はもちろんのこと、そのような活動を可能にくださった同僚・先輩・後輩の先生方、各事務所や弁護士会支部の事務局の皆様、感謝と敬意を表するものであります。

公的にも、前述のとおり個人的にもこの地の平穏を心から祈っておりますが、浜の真砂のごとく事件の尽きることはなく、今後も先生方や各事務局の皆様のご活躍を願うばかりです。

40周年、50周年に向けて、皆様のご健勝のうちに活躍なされることを祈念してご挨拶とさせていただきます。

創立30周年を祝して



相模原市長 本村 賢太郎

神奈川県弁護士会相模原支部が、創立30周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

平成6年4月に横浜地方裁判所相模原支部開設にあわせて創立された貴支部は、独自の法律相談会や市民向けの法律講座の実施などに積極的に取り組む中で、地域に根差した法律の専門家として「地域の問題は地域で解決」の実現に多大なるご貢献を果たされております。これもひとえに歴代の支部長をはじめ、役員並びに会員の皆様方のご努力と熱意の賜物と、深く敬意を表しますとともに厚くお礼を申し上げます。

貴団体からの要請に基づき取組を始めた合議制裁判と労働審判の実施に向けては、47もの団体が思いを一つに協議会を設立し、法務大臣や最高裁判所への要望活動を実施することができました。身近な場所で裁判を受けることが叶わず厳しい状況にある方々が一日

も早く審理を終え、必要とする支援に繋がることができそうです。すべての人に開かれた司法の実現に向けてこれからも皆様方と連携を図りつつ取り組んでまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本市は、本年市制施行70周年という節目を迎えます。先人たちの英知と偉業に改めて感謝するとともに、「都市と自然のベストミックス」という本市の魅力を最大限に活かし、未来を見据えたまちづくりを進めてまいります。30年後に迎える市制施行100周年においても、市民の皆様が誇りを持ち愛される「幸せあふれるまち」であり続けるよう、前例踏襲に陥ることなく何事にも積極果敢にチャレンジしてまいりますので、貴支部の皆様におかれましては、今後とも市政に変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、創立30周年を契機として会員相互の連携をさらに深めていただきますとともに、貴支部のますますのご発展と会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

神奈川県弁護士会相模原支部 創立30周年を祝して



座間市長 佐藤 弥斗

神奈川県弁護士会相模原支部が創立30周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。

貴支部は、平成6年に横浜地方裁判所相模原支部の設置に伴って創立されて以降、地域と共に成長し、当初は17名であった会員も現在は90名を超える大きな組織に変貌を遂げました。こうした目覚ましい発展には、弁護士として日々の業務を遂行する傍ら、地域住民が抱える様々な問題に向き合い、解決に向けて邁進してきた背景があったことと存じます。地域の問題は地域で解決をモットーに、地域住民と信頼関係を築き、司法サービスの充実に尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

本市においても、身近なところで法律相談を行える場を市民に提供できるのは、貴支部の多大なお力添えがあつ

てのものと、市民を代表し、心から感謝申し上げます。

さて、長年に亘り貴支部が取り組んできた、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判の実施を求める要望活動には、令和3年度から本市も加わり、地域住民が司法サービスの不利益を被らないよう、より慎重かつ迅速で、公平な裁判制度の導入は重要であるという考えのもと、貴支部及び相模原市と手を携えて要望活動を始めたところです。近年では、市内にはじめての法律事務所が誕生しました。地域住民が司法制度に対して関心を寄せ、気運が高まっているのではないかと、大変喜ばしく感じております。

引き続き、貴支部との連携を深めながら、地域の住民や事業体と一体になって司法サービスの充実を目指して尽力していきたいと考えておりますので、今後とも変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々の御発展と、会員皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念申し上げます。お祝いのことばといたします。

東京地方税理士会相模原支部

支部長 嘉 戸 英 二

神奈川県弁護士会相模原支部が創立30周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。平成6年に横浜地方裁判所相模原支部が創設されるとともに貴支部も創設され、地域に根ざした法的サービスを提供してこられました。また、地方主体の視点で合議制審理の実現に向け、精力的な活動を展開されておられます。同じ相模原地域の土業として、地域社会に対する貢献に対し深く敬意を表します。

また、税理士会も参加しております地域社会への貢献を目的とした、「五土業からなる「相模原土業連絡協議会」においては、他土業と恒常的に連携を持たれ、市民のための合同相談会の開催などにも積極的に取り組まれておられます。今後とも、引き続き共に地域社会への貢献を行ってまいりたいと思います。

結びに、30周年を契機とされ、貴支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

神奈川県司法書士会相模原支部

支部長 野 村 毅

神奈川県弁護士会相模原支部が創立30周年を迎えられましたこと、誠におめでとうございます。またこの節目に20周年の時と同様に記念誌を刊行されますことは、大変意義深いこととお慶び申し上げます。

貴支部は平成6年の創設以来、各種無料法律相談を実施するなど地域社会の法的アクセスの拡充に尽力され、大きな成果を上げてこられました。また、隣接土業である私ども司法書士会をはじめ、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会とともに相模原土業連絡協議会のなかで長年主導的役割を果たされてきたお陰で、合同セミナーや合同無料相談会を実施できましたこと、ここに感謝申し上げます。

今後とも市民団体や各土業団体と密に連携して、地域社会への更なる法的サービスの向上にご尽力頂きますようお願い申し上げます。この30周年を契機に、貴支部のますますのご発展と会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

神奈川県社会保険労務士会相模原支部

支部長 高 澤 厚 子

神奈川県弁護士会相模原支部創立30周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。そして、記念すべき節目にお祝いのメッセージをお送り出来ることを、光栄に思います。

社会保険労務士会も一員である市内五土業で構成する相模原土業連絡協議会では、特に無料相談会において、貴支部は信頼できる相模原市民の心の支えとして欠かすことの出来ない役割を担って頂きました。役員定例会では、支部の垣根を超えて交流を深める貴重な機会となりました。

折しも、テレビドラマで、初の女性弁護士誕生について放映されておりますが、時代の変遷とともに法律の改正を重ね、現在の女性活躍の場が構築されたことは、先人の苦勞の賜であり、貴支部の30年の歴史においても多くの女性弁護士が活躍され、同じ女性土業として大変心強く感じております。

最後に、貴支部の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
相模原支部

支部長 新村 玲子

神奈川県弁護士会相模原支部が創立30周年を迎えられました事、心よりお祝い申し上げます。

この10年間で、甚大な自然災害やコロナ禍という未曾有な事態を経験し、世界的に経済界や人の考えも大きく変貌し複雑な社会構成となりました。そこで起こる問題も多岐にわたり、単一産業では解決が難しい状況となっております。そこで貴会主催の十四士業合同相談会開催は、関連団体の連携によるワンストップサービスの提供と、地域住民及び企業において、今後必要不可欠と思われれます。

貴支部のアイディアを持った数々の取り組みに、当支部も地域貢献の一員として共に歩んで参りたいと存じます。

最後に、創立30周年を契機に貴支部の益々のご発展と皆様のご健勝を心より祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。

神奈川県行政書士会相模原支部

支部長 横山 正直

神奈川県弁護士会相模原支部創立30周年、誠におめでとうございます。

市民、及び市内事業所の多様な法的ニーズに対して、的確に対応されておられます、貴会会員の先生方には、本当に感謝しております。ありがとうございます。

相模原市内においては、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の五士業が「相模原士業連絡協議会」を作り、研究会や懇親会、合同相談会など各種イベントを通じて横のつながりを密に取っております。

私個人にとりましても、協議会で知り合った先生方とお付き合いができ、お客様のお困り事の解決につながる事ができたり、大変助かっております。

これからも変わらず、各士業、横のつながりを密に取り、市民及び市内事業所にとってより良い日々が送れるように力を合わせていきたいと思っております。

最後に、貴支部のますますのご発展をお祈り申し上げます。



花は葉に

神奈川県弁護士会川崎支部
支部長 池田博毅

30周年おめでとうございます。
私は20周年記念式典に当時川崎支部副支部長として参加しました。盛大な式典で日弁連会長が出席していたことに驚いた覚えがあります。

あれから10年。相模原支部は、当会の会長と副会長4名を輩出し、神奈川県内にとどまらず関弁連、日弁連など各所でベテラン・若手を問わず多くの会員が活躍されています。特に、合議制実現に向けた積極的かつ持続的な活動には心から敬意を表します。また、現支部長をはじめ、私が副会長を務めたときに前年度副会長として優しい指導と細やかな心遣いをいただいた徳久先生、私が災害対策に関わるきっかけを作っていたいただいた多湖先生など個人的にお世話になっている会員もたくさんいらつしゃいます。

花は葉に 三十路の賀とは なりにけり

団体の歴史を人生に喩えるのは少し変かもしれませんが、これからの10年、20年は、次々と見事な花が咲き誇った相模原支部が組織として円熟し、当会のみならず全国でも屈指の勢いのある元気な支部として、さらなる活躍をされることでしょう。我々川崎支部も相模原支部を見習って、がんばってついでいきたいと思えます。本当におめでとうございます。

神奈川県弁護士会県西支部

支部長 白川秀信

神奈川県弁護士会相模原支部開設30周年、誠におめでとうございます。地域司法が抱える問題に常に正面から真摯に取り組んでいらっしゃる相模原支部の皆様の勇姿はまぶしく、いつも県内外の支部会員に勇気と活力を与え、大いなる影響を及ぼしています。

リニア中央新幹線の開通により都心から数分で移動が可能になり、緑豊かで魅力的な相模原にはますます人が集まります。宇宙開発の研究施設をも擁する相模原は、いずれ宇宙開発の玄関口になり、相模原支部からは世界に先駆けて宇宙弁護士の誕生も。そんな夢多き相模原、そして相模原支部の発展は、やがて大きく国を動かすでしょう。

多くの困難を乗り越え悲願を叶えてきた相模原支部の皆様は、これからも地域の発展とともに様々な困難な課題を解決し、私たちに勇気と活力、元気を与え続けることを信じてやみません。相模原支部の益々のご発展・ご活躍を祈念致します。

神奈川県弁護士会横須賀支部

支部長 河野康裕

弁護士会相模原支部の設立30周年、誠にありがとうございます。

私が弁護士登録をした時点で、弁護士会支部は相模原も含めた4支部でした。それがかつて3支部であったなど思いも及びません。空気や水のように当たり前の存在として昔から相模原支部があるのだと思っていました。しかし、相模原支部のこれまでを振り返るべく20周年記念誌を読み返したところ、相模原支部の皆様が、相模原市・座間市の拡大・発展とともに、ゼロから支部組織を作り上げ、それを今日まで脈々と維持・発展に努められてきたからこそ、当たり前の存在として相模原支部があるのだと分かりました。相模原支部の皆様は、相模原市・座間市の拡大・発展の軌跡を描かれるものと存じます。これからもますますのご発展を祈念いたします。

人口減少や裁判のWeb化など司法を取り巻く現状は目まぐるしいものがありますが、相模原支部は30周年にとどまらず、今後も発展の軌跡を描かれるものと存じます。これからもますますのご発展を祈念いたします。

ここには、ちやんとした裁判所が必要だよね！

神奈川県弁護士会相模原支部初代支部長

弁護士 谷 口 隆 良

神奈川県下で、かつて、10年余にも及ぶ地方裁判所創設の運動が展開していた地域がありました。それは、この相模原市及びその隣接地域です。

管轄が、その実態に合わなくなった時に、新たに統廃合の他に地方裁判所の「創設」と言う、今まで誰もが経験のしなかった初めての試みを、私達は求めたのです。

この運動を押し進めた人達！

その当時、相模原市は、人口急増していた新興都市と言われていました。が、なかなか都市基盤の整備が追いつかず、中でも裁判所を中心とした司法機能を担う地家裁の裁判所がありませんでした。司法サービスを広く、あまねく受けたいと願いは、一般の市民をはじめ行政体・警察等からも大きな期待がありました。この地域には、簡易裁判所と家裁の出張所しか無く、いわゆる「司法過疎地域」と呼ばれて久しく放置された地域でした。

これらの地域司法関連整備運動は、この地域の各界各層の要請行動となつて広がっていききましたが、そのうねりを大きく進めてきたのは、各階層の声を受けとめた行政当局であり、地方議会であり、賛同をしてくれる地元にある各大学の教授、各商工会議所、医師会、税理士会・司法書士会等の弁護士隣接業界であり、労働組合・婦人団体等の市民団体などが、夫々の立場から、本市における「法の支配」の重要性とそれを担う「司法機関」の必要性をアピールして立ち上がってきました。

私達、神奈川県弁護士会相模原支部の弁護士は、この都市が、法の正義が行き渡り明るい法曹文化に満ちあふれた都市に成る為の担い手に成る為に頑張ります！

今から30年余も前のことですが、これらの状況を打破して地家裁の機能を完備した地方裁判所の設置を求めた運動が、10年余に渡り粘り強く行われ、それが徐々に、大きな成果と成って結実することになったわけです。

その中で、この地域に居て最も市民の声を身近に切実に感じていた地元の弁護士等は、各階層の声を集約して、未だ組織体としての「弁護士会」の結

成がされて無い中で、法曹の一翼を担うのだとの高い意識のもとに奮闘して、市民の声をまとめる起爆剤と成って頑張っていました。

新しい日本国憲法の下で、地方自治体と言う行政区で仕切られた裁判所

これらの中で、この地域に居て最も市民の声を身近に切実に感じていた地元の弁護士等は、各階層の声を集約して、未だ組織体としての「弁護士会」の結

成がされて無い中で、法曹の一翼を担うのだとの高い意識のもとに奮闘して、市民の声をまとめる起爆剤と成って頑張っていました。

成がされて無い中で、法曹の一翼を担うのだとの高い意識のもとに奮闘して、市民の声をまとめる起爆剤と成って頑張っていました。

成がされて無い中で、法曹の一翼を担うのだとの高い意識のもとに奮闘して、市民の声をまとめる起爆剤と成って頑張っていました。

成がされて無い中で、法曹の一翼を担うのだとの高い意識のもとに奮闘して、市民の声をまとめる起爆剤と成って頑張っていました。



相模原市市民文化表彰受賞
(令和5年11月20日)

の権能が制限された小ぶりの地家裁支部の裁判所を創設したのです。

私達は、小さな政府を目指そうとする、当時の大きな行政改革のうねりの中で、全くの例外的に創設された「横浜地方・家庭裁判所相模原支部」を歓迎すると共に、その裁判所管轄下にある相模原市及び座間市の全市民が、当たり前前のこととして、一般国民の普通のレベルの法的サービスを享受出来るようにすべきであると考えています。

それが創設以来、現在までも引き続き相模原市及び座間市で全市的に取り組みられている「相模原地家裁支部に合議制及び労働審判等の実現を！」求める、当たり前の要請運動です。

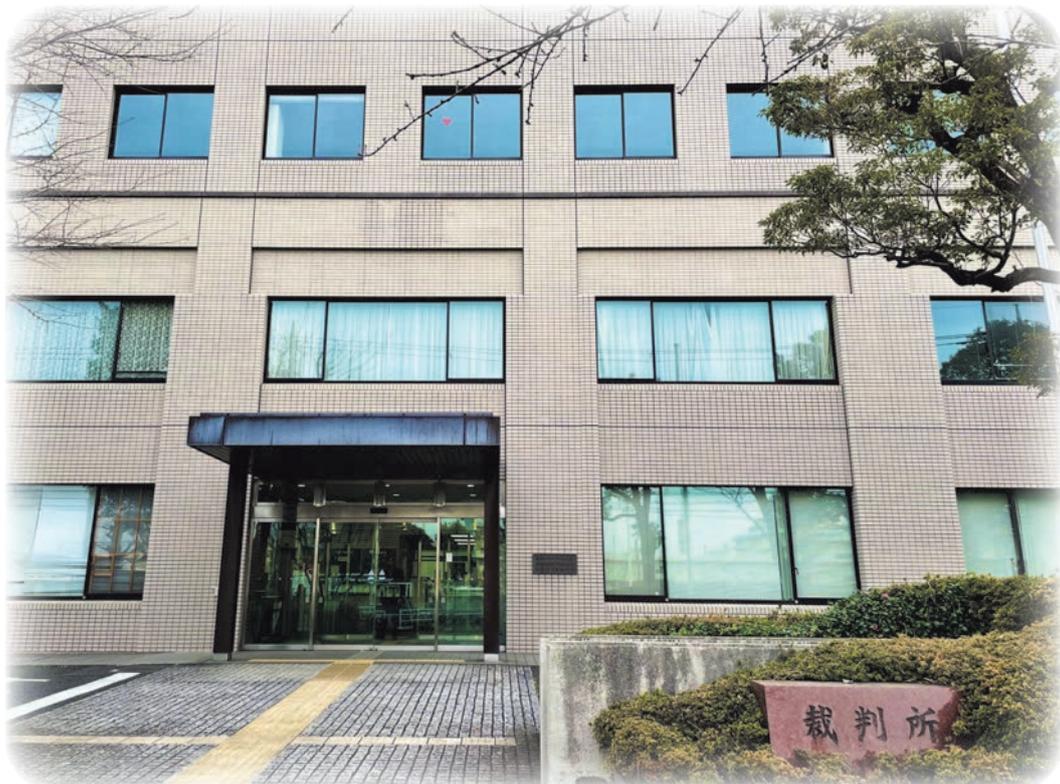
市民の長い歴史的知恵として、人々の利害・感性の対立が起こった時に、

腕力・金力の強い者が、それに依拠して解決するのでは無く、皆で合意した「法」に準拠して解決するという法治文化を有する国家を、私達は「近代国家」とよびます。

私達は、この都市・地域が、当然、どこにも負けない近代都市でなければならぬと考えていますが、そのためには、この地域には普く、隅々に至るまで法の正義が貫かれなければなりません。

裁判所も弁護士会も、今年で創立30周年を迎えますが、いつまでも、この裁判所が合議制や労働審判等の開始を求め続けなければならないことを、早く終わりにしたいと思います。

司法に格差などあってはならないのですから!!!!!!



信頼される相模原支部を目指して

第11代支部長 佐々木 敏尚



私は、2014年度及び2015年度の2年間にわたり、第11代支部長を務めました。

支部長に就任した直後である2014年6月には、横浜弁護士会相模原支部創立20周年記念事業をセンチュリー相模大野にて開催しました。その時は、市民参加による裁判劇「深夜のひばり通り殺人未遂事件」を支部会員で上演し、観劇された市民の皆様には有罪か無罪かを投票していただくという行事を行い、好評を博しました。

2014年9月には、相模原支部に地域司法改革委員会を発足させました。これは、相模原支部では長年にわたり、裁判所相模原支部における合議制の実現に向けた活動に取り組んできたものの、その活動の主体を支部役員が担っており、支部役員が交代するた

びに活動の継続性が途切れてしまう場合があるという不都合があったことから、支部内に専門の委員会を設置することにしましたものです。まだ合議制の実現には至っておりませんが、支部内に地域司法改革委員会が設置されたことにより、ますます充実した活動を継続して行うことができるようになりました。

2015年5月の横浜弁護士会通常総会では、横浜弁護士会から神奈川県弁護士会へと会名変更がなされました。相模原支部では、1999年に会名変更を求める支部決議を採択するなど、会名変更は相模原支部にとって長年の悲願とされてきました。2001年、2003年、2012年の3度にわたり会名変更が横浜弁護士会の総会に上程されたものの、いずれも否決されてきました。会則上、10名以上の会員の連名であれば通常総会に議案を提出することができることとされていることから、4支部長をはじめとした10名の会員の連名をもって会名変更の議案を提出し、4度目にして初めて、会名変

更の議題が可決承認され、神奈川県弁護士会へと会名変更がなされたのでした。

私が支部長の職にあるときに心がけていたことは、市民・県民の皆様からはもちろん、裁判所・検察庁・市役所・警察署等の公的な機関からも、信頼される弁護士会支部でありたいということでした。私が弁護士になった2002年には約30名程度であった支部会員数は、2014年には70名以上と急増しており、公的な機関からも信頼されるということは、若手の支部会員に仕事の機会を提供するという意味でも重要なことでした。そこで、法曹三者情報交換会、五士業合同相談会、五警察署長との懇談会、高齢者支援センター・居宅介護支援事業所との交流会など対外的な交流を積極的に行うとともに、裁判所との管財人協議会や後見人等協議会も積極的に開催し、相模原支部が信頼に足る人員を備えていることをアピールしました。その結果かどうかは分かりませんが、横浜地方裁判所相模原支部で選任される破産管財人のほ

とんどを相模原支部会員が担うようになり、また、横浜家庭裁判所相模原支部で選任される弁護士後見人についてもそのほとんどを相模原支部会員が担うようになりました。また、相模原市から債権回収業務を受託するようにもなりました。

私は生まれて数か月後に相模原に引っ越し現在も相模原に住んでおりますので、人生のほとんども相模原で過ごしてきました。そして、2002年に弁護士登録をしてからはずっと相模原で仕事をしてきましたので、これまで育ててくれた相模原には大変な恩義を感じています。支部長の在職中には恩を少しでも返そうと全力で職務に取り組んできたつもりです。

これからも相模原支部が、市民・県民の皆様からも公的な機関からも信頼される組織であるよう祈っています。

I Love Sagamihara!

相模原・座間地域の市民とともに

第12代支部長 水谷 里枝子



私は、2016年4月から2017年3月まで、相模原支部支部長を務めました。

就任にあたり、歴代支部長の方々に習い、市民のために何ができるかを考えました。そうして出した答えは「相模原・座間地域の市民に、支部弁護士への親しみを持つてもらおうことを目標にしよう」というものでした。

まるで友達に相談するように、気軽に安心して弁護士に相談してもらいたい。

もうひとつ考えていたのは、支部設立当初からずっと続いていた、「相模原支部の合議制実現」運動のことでした。私たち相模原支部の弁護士は長年この運動に取り組んでいます。市民には「弁護士の利益」のための運動と誤解されることが多々ありました。

しかし、裁判所が充実していないと1番に被害を受けるのは、弁護士ではなく、弱い立場の市民なのです。日々の生活に困窮しているのに、何度も遠くまでいく必要があるとか、何年も待たされると知って裁判をあきらめる市民は、決して少なくはありません。

にもかかわらず、このことが、当の市民に、なかなか伝わらないのです。その原因は、弁護士と市民の距離が遠いことにあるのでは？というのがもうひとつの出発点でした。

よく知らない人から、いきなり「あなたのためです」と言われても、「本当かな」「もしかしたら、自分のお金もうけのためなんじゃないの」と思ってしまうのは人情ですから。

他方で、弁護士の中にも「市民のためにやってあげている」という意識がどこかにあったように思います。

そうではなく、弁護士が、市民への「敬意」をもって、同じ高さ、同じ視線で市民の中に入っていく必要があります。そのためには、裁判所の充実を「主張」するだけではなく、弱って

いる人にも、すんなりわかってももらえないような、むしろ、楽しんでもらえるような「工夫」が必要でした。

そういう気持ちで企画したのが、市民向けの喜劇を弁護士が演じ、その後で、それぞれのテーマについて市民と弁護士が語り合うイベント、相模原で行う2回目の支部サミットでした。

当時、すでに弁護士をとりまく環境も大きく変わり、経済的な余裕は失われつつありました。そんなイベントを開催することで、若手弁護士の負担になるという批判や反対意見もたくさんいただきました。みな、「弱い立場の弁護士」を思いやっつての意見でした。

しかし、弁護士は市民のトラブルを解決する仕事です。市民の中でしか生きられない、市民の信頼を得なければ未来のない仕事です。少し気の長い話になるかもしれませんが、市民のための活動は、まわりまわって、きつと若手弁護士のためにもなっていくだろうと私は信じていました。

同じ気持ちを共有してくれた伊藤信吾弁護士を中心とする先輩弁護士、そ

して、多くの若手弁護士、中堅・ベテラン弁護士が大いに協力をしてくれたおかげで、多くの市民や市内の団体にご参加いただくことができ、イベントは大成功に終わりました。参加した多くの若手弁護士からも「楽しかった」という声をきくことができました。

後日、このイベントがきっかけで、相模原市内の自治会連合会との連携が強化され、全国でも類をみない「弁護士相談の自治会員割引」制度もスタートし、現在まで続いています。また、今年度からは、同様の制度が、座間市内の自治会連合会ともスタートするといわれています。市民の弁護士に対する親しみの気持ちはすくすくと育つていると感じます。

このように、相模原支部の弁護士は、ともに生きる市民のために行動できる人たちの集まりであり、今回の創立30周年ビジョン宣言は、その証ともいえるものです。

この良き伝統が、これからも、長く続くことを祈っています。

支部長時代の思い出

第13代支部長 小谷 馨



2017年度、2018年度支部長の小谷です。今年度は神奈川県弁護士会の副会長もさせていただいております。神奈川県弁護士会では何をしていますか、会のホームページを見ていただければと思います。

今回、当時支部長をしていたということで、記憶をたどってみました。あわせて今後の想いもつらつらと書かせていただきます。

2017年には相模大野駅北口のペダストリアンデッキにて、無料法律相談会を行いました。テントを借り、屋外での相談会でしたが、たくさんの方々がいらっしやるなど盛況でした。無料法律相談会は、小田急相模原駅そばでの相談会に形を変えて今に至っています。

相模原市自治会連合会の会員の方に

対し、法律相談センター相模原支部における相談を、通常5000円のところ、3000円にしたのもこのころからです。その前に開催された支部サミットを受けて、自治会連合会と協議して実施しました。お客様の弁護士への相談のハードルを下げたり、弁護士会の相談の宣伝を自治会連合会で回覧していただくなどしています。現在まで続く相模原市自治会連合会との関係を密にするきっかけになったと思っています。ありがとうございます。

建築士事務所協会と一緒にあって、空き家対策の相談会を行ったのもこのころです。

毎年夏頃には各政党との意見交換会を行いました。暑い中、合議制の問題をはじめ様々な説明をし、みなさまも真摯に耳を傾けていただきました。ありがとうございます。その後、現在活動している協議会などへとつながっていったのかもしれない。

さらに、新人会員に委員会への積極的なお願いをしました。その後委員会の中核を担うような支部会員も出てき

たことを考えると、お願いをしてよかったと思います。今後も時間のやりくりは大変かと思いますが、支部委員会に多数できていただくことが支部の活性化につながると 생각합니다。

他支部との交流では、多摩支部の20周年に呼ばれたりしたのをはじめ各地の支部交流会等に参加しました。他支部との様々な交流が今の支部を形作っていると思います。

また、支部長時代以前からになりますが、五土業（行政書士会、司法書士会、社会保険労務士会、税理士会の各支部）の方々の合同相談会、懇親会がずっと続いていることが、個人的には一番うれしいことです。合同相談会は複数の土業の方々から一日で相談が出来る、様々な問題を一度に質問出来るため相談者からのニーズも高いです。本日の30周年記念事業にも他土業の先生方が多数いらしていますし、私自身、ここで知り合えた先生方と、その後も仕事を含め公私共々交流をしていることも考えると、続いていたと思

今回当支部では宣言文を出すことにしました。

合議制・労働審判が当支部で実施されていないことについては、協議会等様々なツールを利用して早期に解決しなければと思います。

司法サービスの充実やネットワークづくりの推進に關してですが、従前ほどではないにしても、まだ弁護士への相談についてハードルが高いのお話は各所でうかがいます。

なかなか難しいところもあるのかもと思いますが、今日記念事業等を見ていただくことにより、そのハードルが少しでも下がり、医者に行くのと同じくらいの気軽さで弁護士に相談する、そのようになっていただければと思っています。病気と同じであらかじめ予防することもにより、またはトラブルがあっても早めに手を打つことにより、早く安く的確に解決することになりますので。

支部長としての体験を振り返って

第14代支部長 桐生 貴 央



平成31年4月1日から令和3年3月31日までの支部長としての体験を振り返ります。この期間は、日本において大きな歴史的な転換期であり、平成から令和へと新たな時代が幕を開けました。私が支部長を務めることとなったのも、この歴史的な変化の中での責任ある役割でした。

支部の目標と活動

令和という新しい元号のもとで、地域社会の発展と課題解決に向けて積極的な活動を展開してまいりました。支部の中でも特に重要な目標の一つは、相模原支部の念願であった合議制の実現でした。地域の発展と市民の声を反映させるために、毎年8月には相模原市から横浜地方裁判所への合議制実現のための陳情が行われており、その過程で市長ご本人にも同行いただくなど、地域との緊密な連携を図りました。市民の声をしっかりと聞き、それを実現

するための取り組みは、地域社会における信頼と連帯を深める上で重要な役割を果たしました。

合議制実現のためには他の支部との意見交換も必要であり、その一環として長野県弁護士会佐久在住会との意見交換も実施しました。長野県弁護士会佐久在住会からの貴重な意見や経験を参考にしつつ、相模原支部の合議制の推進に努めました。

勉強会

民法改正に伴う勉強会も実施しました。法律の改正には常に最新の知識が必要ですので、支部会員がより良いサービスを提供するために、民法改正に関する勉強会を開催しました。法改正のポイントや影響について学び、支部会員の業務に生かすことができました。

地域支援と連携

さらに、支部は地域のニーズに 대응するため、相模原市山間部での台風19号被災者支援のための法律相談会を開催しました。気象変動の影響により、近全国各地で大型台風による被害が拡大しておりますが、相模原市においても、

山間部で被害に見舞われた方がおられました。こうした地域の方々が直面する困難な状況に寄り添い、他士業との連携を通じて、効果的な支援を提供しました。地域社会の結束を高め、信頼を築くために、支部活動を通して積極的な役割を果たしてまいりました。

新型コロナウイルス対応

令和2年には新型コロナウイルスの世界的なパンデミックが蔓延し、感染拡大の危機が迫りました。感染拡大防止のために緊急事態宣言が発出され、これにより、裁判期日が延期されたり、面談での法律相談に影響を及ぼすこととなりました。この状況下で、人々の地域の安全と安心を守るために勤務形態は変わり、様々な対策が講じられました。テレワークや遠隔での会議が行われるようになりましたが、支部の会議においてもオンラインでの会議が必要となりました。そのための支部規約の改訂も行いました。オンラインでの会議が可能になったことで、支部活動の継続性を確保し、地域の課題に対する対応を継続して行うことができました。また、法律相談においても新型コロナウイルス

イルス感染症の拡大防止を図るため、センター相談相模原の相談場所を1階から3階に変更し、相談者と相談担当者の弁護士との間隔を2メートルあげ、相談者・相談担当者ともにマスク着用するなどさまざまな対策も講じました。

支部活動の成果と挑戦

支部長としての任期は限られていますが、地域社会に貢献し、新たな時代の変化に柔軟に対応することができたことを誇りに思います。メンバーや地域の方々との協力と連携によって、さまざまな課題に立ち向かい、解決に向けて努力しました。人事案件についても会員の皆様のご協力を得られ、スムーズに人事配置ができたことに感謝しています。支部活動を通じて、地域社会に貢献し、市民の声を反映させることができたことを大きな成果と捉えています。

支部長としての心得

支部長としての経験から学んだことは多岐にわたります。リーダーシップや協調性、問題解決能力など、様々なスキルを磨くことができました。また、地域社会との密接な関係を築き、地域の声をしっかりと受け止めることの重要性を強く感じました。これからも、地域の発展と市民の幸福に貢献するために、支部活動を通じてさらなる成長に寄与していきたいと思えます。

コロナ禍の支部長

第15代支部長 岩城 栄 一



当職在任中の社会状態

私は、令和3年4月から令和5年3月まで支部長を務めました。この時期は、令和2年1月頃から始まったコロナ禍の最盛期と重なってしまいました。そのため、平常時とは異なる対応を余儀なくされ戸惑うことも多かったのです。

他方で、コロナ禍を契機とするZoomを始めとするウェブ会議が急速に発達し、支部会館に集合することなく役員会を開催することができると、他の弁護士業務にそれほど支障を来すことなく会務を効率的に行うことができるという恩恵に浴することにもなりました。

在任中に力を入れた出来事

皆様もご承知のとおり、神奈川県弁護士会は、平成14年頃から、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判を導入する活動を展開しております。しかしながら、私が支部長に就任する前は、この活動にも閉塞感が漂っている状態でした。

これに風穴を開けて、再度、合議制導入活動を活性化させようとしたのが、令和2年度から当支部地域司法改革委員会委員長に就任した多湖翔先生です。多湖先生の熱意に引く張られる形で、支部長としての私も合議制導入活動活性化のために支部長としての2年間を過ごしたと言っても過言ではありません。

その後、多湖先生から委員長職を引き継いだ眞木康州先生の誠実かつ真摯な委員会運営、さらには相模原市長、座間市長及び関係団体の皆様方並びに当支部会員の皆様方のご尽力の結果、令和5年7月4日、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実

施を求める協議会」の設立という形で結実しました。この協議会の設立自体画期的なことではありますが、合議制実現に向けての活動は、まだ緒に就いたばかりです。今後は、この協議会を中心として活動を続けることになりませんが、近い将来、当支部の悲願が実現するよう願っております。

在任中の苦労談及び誇りに思うこと

冒頭にも記載しましたが、私が支部長在任中は、コロナ禍の真っ直中で、平常時とは異なる対応に追われました。例えば、例年、支部総会後には懇親会が開催されていたのですが、コロナウィルスの感染状況が酷くなると、予定していた懇親会を中止せざるを得ませんでした。そのため、懇親会を開催する場合と中止する場合に分けて支部総会の会場を2箇所予約する必要があったのです。私が在任中は、全てこの方法を採用しましたが、結局、一度も懇親会を開催することはありませんでした。そのため、支部長在任中に一度

も支部の懇親会を開催しなかった支部長として相模原支部の歴史に名を残すことになりました。

私の在任中の出来事で誇りに思っていることは、役員会ではかなり活発な議論がなされたということです。私が平役員のときは、自分自身あまり発言することはなかったと記憶しています。私の支部長在任中は、どの役員の方ももれなく発言し、一つのテーマについて侃々諤々の議論がなされました。

これは、私の不手際でもあるのですが、在職1年目に、あるテーマについて、深夜にメール上で議論がなされたことがありました。その議論で午後11時30分頃にメールを送信された方は、女性でもあったので、私が個別メールで、「今、どこにいますか？」と尋ねると、まだ事務所にいるということでした。

このように活発な議論がなされたのも、私が役員の方に恵まれたことが最大の要因であり、この場をお借りして当時の役員の先生方にはお礼を申し上げます。

まとめ

在職中の2年間は常に緊張しており精神的にはかなりきつかったのですが、役員の先生方に恵まれたことで何とか任期を終えることができました。



支部だより



支部会館開所披露パーティー



支部設立披露パーティー



司法シンポジウム



◀▲支部設立総会



2002 ~2004	2000 ~2002	1998~ 2000	1996 ~1998	1994 ~1996
第5代支部長 大谷 豊 会員	第4代支部長 石橋 忠文 会員	第3代支部長 松本 素彦 会員	第2代支部長 大久保博通 会員	初代支部長 谷口 隆良 会員
<ul style="list-style-type: none"> ■ 横浜弁護士会本部の臨時総会で会名変更の賛否を問う会員投票が行われ、賛成60%に達したが3分の2に届かず否決 ■ 相模原支部の呼びかけにより相模原地域司法改革懇話会を設立 ■ 横浜弁護士会相模原支部会館を横浜地裁・家裁支部に近い相模原市富士見に開設 ■ 支部会規に基づき、支部規約を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相模原商工会館で夜間法律相談開始（00年3月） ■ 三行情報交換会 ■ 横浜弁護士会本部の臨時総会で会名変更の賛否を問う会員投票が行われ、賛成55%に達したが3分の2に届かず否決 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保険労務士との交流活動開始（98年9月） ■ 三庁合同ボウリング大会開催（98年10月） ■ 「横浜弁護士会」を「神奈川県弁護士会」に会名変更を求める支部決議を採択（99年11月） ■ 司法修習生の第1回受け入れ実施（99年8月） ■ 相模原支部機関誌「支部だより」を発刊（99年11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 憲法公布50周年を記念し、伊勢丹相模原店と相模原市北市民相談室で無料法律相談開始 ■ 法曹三者交流会開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所相模原支部開庁（94年4月） ■ 横浜弁護士会相模原支部設立、創立披露パーティー開催（94年6月） ■ 隣接土業の税理士会、行政書士会、司法書士会との交流活動開始



◀夜間法律相談開始式



▶土業交流会



ボウリング大会



建築士事務所協会と合同研修



交通事故研修会



法曹三者懇談会



暑気払い



2012
~2014

第10代支部長
橋本 慎一 会員

- 地家裁相模原支部との間での破産管財人協議会（12年9月）及び後見人協議会（13年9月）実施
- 会名変更の支部決議がなされるも、本部臨時総会で賛成63%で3分の2に届かず否決（13年11月）
- 合議制実現に向けて、相模原支部管内で日弁連キャラバン実施（13年12月）

2010
~2012

第9代支部長
徳久 京子 会員

- 相模原支部管内での法テラス支部設置要請決議（10年4月）
- 地域司法計画委員会・相模原支部会員と相模原市議会議員との懇談会（10年11月）
- 相模原市議会で、合議制実現および法テラス支部設置を求める決議（10年12月）

2008~
2010

第8代支部長
伊藤 信吾 会員

- 若手会員の支部活動への主体的参加が可能な場を設定することなどの目的で、研修交流委員会設置
- 支部名変更検討委員会を設置して、支部名の変更を検討（08年5月）
- 司法書士会・税理士会・行政書士会・社会保険労務士の五士業合同セミナー（08年8月）

2006
~2008

第7代支部長
坪井 廣行 会員

- 五士業連絡協議会設立
- 建築士事務所協会との研修・懇親会（06年9月）
- 法テラス相模原業務開始（06年10月）
- 首都圏弁護士会支部サミット開催（07年12月）

2004
~2006

第6代支部長
齋藤佐知子 会員

- 横浜弁護士会相模原支部開設10周年記念式典（05年5月）
- 四警察署長との懇親会（05年7月）
- 行政書士会との研修懇親会、司法書士会との研修懇親会、税理士会との研修懇親会実施



◀ 成年後見研修会



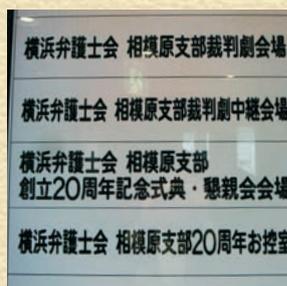
▶ 五士業合同セミナー



相模大野駅前無料法律相談



裁判劇 (20周年記念式典)



支部長水谷里枝子挨拶 (第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ)



歌熱唱 (第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ)



横浜弁護士会相模原支部創立20周年記念式典・懇親会



初代支部長谷口隆良挨拶 (第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ)

▶コント (第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ)



2017~2018

第13代支部長
小谷 馨 会員

- 「第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ」報告会 (17年6月)
- 地域司法に関する意見交換会 (講師: 柳澤直人先生) (17年7月)
- 「公議制Q&Aパンフレット」作成
- 相模原市自治会連合会と連携し自治会パスを利用した法律相談開始 (17年11月)
- 4支部合同研修実施 (控訴審裁判官から見た一審弁護人の訴訟活動) (18年2月)

2016

第12代支部長
水谷 里枝子 会員

- 日弁連と最高裁協議員との懇談会 (16年5月)
- 医療問題研修会の4支部共同開催 (16年6月)
- 民事尋問技術、ヒヤリハットに関する泉西支部との合同研修会 (16年11月)
- 「第13回弁護士会支部サミットin相模原Ⅱ」実施 (17年2月)
- B型肝炎無料相談会実施 (17年3月)

2014~2015

第11代支部長
佐々木 敏尚 会員

- 関東弁護士会連合会支部交流会をラポールル寿閣で開催 (14年4月)
- 横浜弁護士会相模原支部創立20周年記念式典実施 (14年6月)
- 集团的自衛権行使容認に反対する街頭宣伝 (相模大野駅前) (14年7月)
- 3庁合同バーベキュー大会 (14年8月)
- 相模原支部地域司法改革委員会発足 (14年9月)
- 相模原市から債権回収業務を受託 (15年)
- 地域包括センターとの事例検討会 (15年7月)
- 会名変更臨時総会決議 (16年2月)



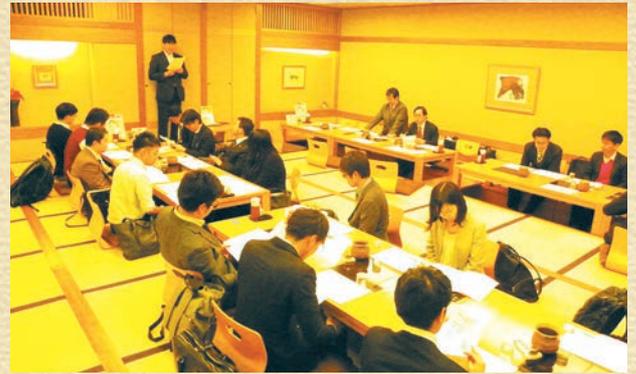
▶4支部合同研修

▶支部設立20周年集合写真





横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会設立



新年会



2020年の定時総会（コロナ禍のため7月に実施）



第14回弁護士会支部サミットinふじさわ

2023~

第16代支部長
齋藤 守 会員

- 横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会設立（23年7月）
- 「なぜ実施されないの???」横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判」シンポジウム実施（24年7月）

2021~2022

第15代支部長
岩城 栄二 会員

- コロナ禍による五土業合同セミナー・懇親会を中止し、自治体へ寄付（21年9月、22年11月）
- コロナ禍に対応し破産管財人協議会に代わる意見交換会実施（21年9月）
- 最高裁判所へ合議制等実現要望書提出（21年11月、22年2月）
- 神奈川県弁護士会臨時総会で合議制実現決議採択（22年3月）
- ※支部での懇親会はコロナ禍により全て中止

2019~2020

第14代支部長
桐生 貴央 会員

- 当支部伊藤信吾会員が、神奈川県弁護士会会長に就任（19年4月）
- 台風19号被災者支援相談会実施（19年10月~12月）
- コロナ臨時相談会実施（20年9月、10月）
- コロナ臨時総会にて、コロナ禍等に対応するために総会招集方法等に関する支部規約改正（21年1月）



「なぜ実施されないの???」横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判」シンポジウム



当支部伊藤信吾会員が、神奈川県弁護士会会長に就任